

令和 8 年度

奈良市営住宅等募集案内

< 定期募集 >

募集月	受付（申込案内配布）期間	指定入居日
5 月	令和 8 年 5 月 1 日(金)～15 日(金)	令和 8 年 8 月 1 日(土)
8 月	令和 8 年 8 月 3 日(月)～17 日(月)	令和 8 年 11 月 1 日(日)
11 月	令和 8 年 11 月 2 日(月)～16 日(月)	令和 9 年 2 月 1 日(月)
2 月	令和 9 年 2 月 1 日(月)～15 日(月)	令和 9 年 5 月 1 日(土)

※募集案内の配布・受付は、上記期間のうち、土・日・祝日を除く
午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分です。

※各受付期間とも最終日必着（午後 5 時 00 分まで）となりますので、
この日より遅れますと受付は出来ません。

【随時募集】

定期募集とは別に、年間を通じて入居の申込みを先着順で受付けます。
募集住宅は申込み状況により、その都度、ホームページで更新します。
なお、募集住宅がない場合もあります。

※定期募集と重複して申込みことはできません。

1 はじめに

(1) 市営住宅等とは

市営住宅等は、住宅に困っている低額所得者の方々のために建設した公営の賃貸住宅のことで、市営住宅やコミュニティ住宅があります。このため、民間の賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や奈良市営住宅条例などに基づき、入居者資格には収入基準や住宅困窮要件等いろいろな制限があります。この申込案内をよくお読みになったうえで、お申込みください。

※申込案内の記載事項は、法改正等により変更になる場合があります。

(2) 重要事項

修繕について	<u>住宅は新築住宅ではありません。ある程度の修繕は実施していますが、各設備・備品・床・壁・柱・天井等に汚れや傷があります。</u> <u>また、事前に住宅内の見学はできません。</u>
家賃について	家賃は、入居者の世帯収入や住宅の利便性等に応じて毎年度変動します。
共益費について	集合住宅については、エレベーターや共用部分の電気代等を徴収します。前年度の使用量に応じて毎年度変動します。
住宅敷金について	敷金は家賃(減免前)の3か月相当分が必要です。
鍵渡しについて	入居説明会(指定入居日の数日～1週間程前)後にお渡しします。 ただし、書類等の提出及び住宅敷金、申込手数料、入居月の家賃等を納付する必要があります。
連帯保証人について	<u>1名必要です。</u> 入居者が家賃等を滞納したとき、市に損害を与えたとき、その他公営住宅法や奈良市営住宅条例等に違反して債務が生じたときは、極度額を限度として、入居者と連帯して市に対する債務を負担することになります。 <u>以下の方は連帯保証人にはなれません。</u> ①独立した生計を営んでいない者 ②生活保護受給者 ③成年被後見人、被保佐人又は被補助人(保証をすることにつき補助人の同意を得ることを要するものに限り) ④破産者 ※生活保護受給者やDV被害者は、緊急時等の連絡先(連絡調整人)が確保され、定められた要件を満たす方に限り、連帯保証人が免除できる場合があります。
駐車場について	集合住宅は、空き区画がある場合は使用することができます。1区画につき使用料がかかります。申込書類の提出と駐車場使用料の3か月相当分の敷金が必要です。 戸建て住宅は、1台分の駐車スペースがあります(有効スペースとして家賃の算定で加算されており、別途使用料はかかりません)。

2 入居申込資格の有無について

＜市営住宅等申込者＞

（１）～（６）のすべての条件に該当する方が申込みできます。

一般向け住宅以外の住宅（特定目的住宅※）の申込みについては、下記（１）～（６）のすべての条件を満たし、さらに別紙募集住宅一覧表記載の特定目的住宅の世帯条件を満たしている必要があります。

※特定目的住宅とは、母子・父子、高齢者、心身障害者（車いす常用者用）、多子、子育ての各世帯向けの住宅やシルバーハウジングのことです。

（１） 奈良市内に居住し住民票がある方、又は奈良市内に勤務地があり、常時勤務している方。

（２） 住宅に困窮している方 （次の①～⑦のいずれかに該当する場合です。）

① 住宅用以外の建物に居住している。又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態である住宅に居住している。
② 他の世帯と同居していて、著しく生活上の不便を受けている。
③ 住宅が狭く、著しく生活上の不便を受けている、又は、親族と同居できない。
④ 正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困っている。 （自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除きます。）
⑤ 勤務先から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。
⑥ 収入に比較して家賃が高い。
⑦ 上記以外であっても住宅に困窮していることが明らかな場合。

以下の場合原則、申込みできません。

①申込者又は同居予定者に持ち家がある場合

持ち家の所有権を指定入居日までに移転することができる場合（所有権移転が確認できる登記事項証明書を提出していただきます。）、若しくは上表の①又は④に該当するような住宅に困窮している理由がある場合は申込みことができます。

②親族等が所有する持ち家に同居している場合

上表の①～⑤に示すような明確な住宅困窮理由がある場合は申込みことができます。

③公営住宅等（県営住宅や他市町村営住宅等）の入居者（入居予定者を含む）の場合

上表の①～⑤に該当するような住宅に困窮している理由がある場合は申込みことができます。

（３） 夫婦又は親子を主体とした家族であること（配偶者・３親等以内の血族又は姻族）

① 婚姻予定の方（募集月の翌月から３か月以内に婚姻する方）、内縁関係の方（住民票の続柄が「未届けの妻（夫）」である方）、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者（奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に登録されている方）は、事実上婚姻関係・世帯と同様の事情とみなします。

② 世帯を不自然に分割した次の①～③のような方の申込みはできません。（ただし、両親死亡の場合等特別な事情がある場合を除きます。）

① 夫婦・父母の別居や離婚予定・調停中による世帯分離。（離婚成立までは夫婦とみなします。） ※次ページの表⑩に該当するDV被害者を除きます。
② 祖父母と孫や兄弟姉妹。
③ 本人とおじ、おば、甥、姪等。

- ㊦ 単身者の申込みは、次の①～⑩のいずれかに該当する方に限り可能です。ただし、**単身で入居できる住宅は限定されています。**別紙募集住宅一覧表でご確認ください。

① 65歳以上の方
② 身体障害のある方（障害の程度が「身体障害者福祉法施行規則」別表第5号の1級～4級まで）
③ 精神障害のある方（障害の程度が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」第6条第3項に規定する1級～3級まで）
④ 知的障害のある方（障害の程度が③の精神障害と同程度）
⑤ 戦傷病者でその障害の程度が「恩給法」別表第1号表の2の特別項症～第6項症又は別表第1号表の3の第1款症の方
⑥ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方
⑦ 生活保護を受けている方、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援を受けている方
⑧ 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない方
⑨ ハンセン病療養所入所者等
⑩ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定による一時保護、婦人保護施設における保護、「児童福祉法」の規定による母子生活支援施設における保護若しくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない方、裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方、婦人相談所等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書（配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。）が発行されている方

（４）収入による制限

〔市営住宅〕 奈良市営住宅条例の規定による基準収入月額が158,000円以下であること。 ただし、裁量世帯の規定に該当する場合は、214,000円以下の範囲まで認められます。
〔コミュニティ住宅〕 奈良市コミュニティ住宅条例の規定による基準収入月額が158,000円以下であること。 ※コミュニティ住宅には裁量世帯の規定は適用されません。 基準収入月額の計算方法及び裁量世帯については、7ページから詳しく解説していますので、ご確認ください。

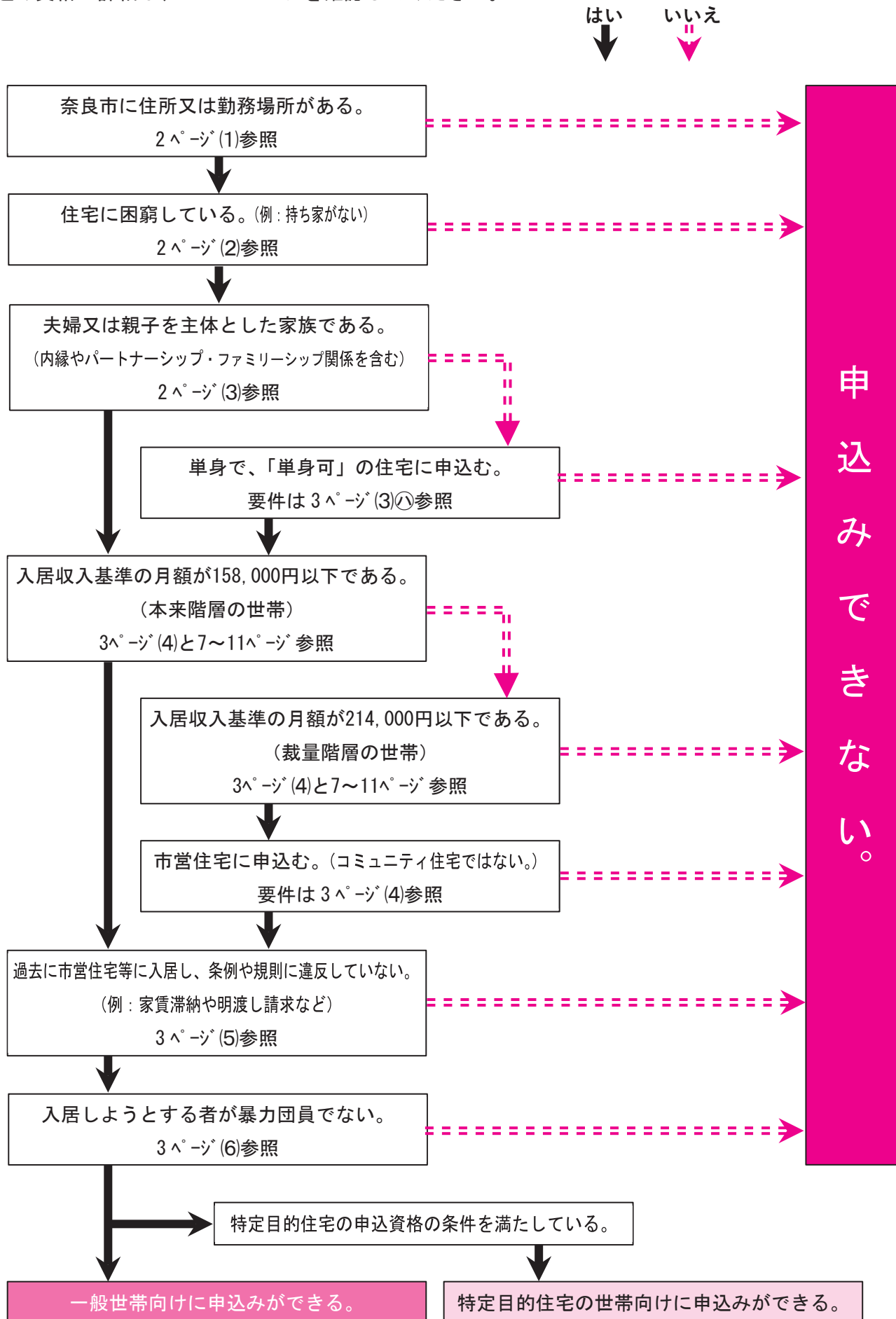
（５）市営住宅等に入居していた（いる）方の入居申込資格

① 過去に市営住宅等に入居又は同居していた方は、家賃等の滞納及び損害金等の未納がなく、かつ、不正の行為による入居等、法律・条例等に違反したことがないこと。
② 現在、市営住宅等に入居又は同居している方は原則として申込みできません。 ただし、家賃等の滞納がなく、かつ、同居人が婚姻予定であり、新たな住宅が必要である場合は除きます。
③ 現在、市営住宅等に住宅課への届出をせず同居している方は申込みできません。なお、その場合の現入居者は住宅明渡請求の対象となります。

（６）申込者（同居予定者を含む。）が暴力団員でないこと

入居申込資格の有無について（フロー図）

申込み資格の詳細は、2～3ページを確認してください。



3 申込みから入居決定まで

(1) 申込方法

「奈良市営住宅等入居申込書」に必要事項を記入し、郵送又は持参のうえ申込んでください。

次のような場合は、申込みを無効とし、受け付けた後、当選しても失格となります。

- ① 申込書に不正の記載があったとき。
- ② 申込書に必要事項が記載されていないとき。
- ③ 重複申込みをしたとき。(1世帯〔婚姻予定者との申込みの場合等も1世帯とする〕で2通以上の申込みをしたときはすべての申込みが無効となり、当選されても失格となります。)
- ④ 随時空家募集と同時に申込みをしたとき。
- ⑤ 入居申込資格がないとき。
- ⑥ 世帯を不自然に分割しての申込みをしたとき。
- ⑦ 申込みの住所、住民票、居所が一致しないとき。(DV被害者等やむを得ない場合を除く。)
- ⑧ 申込書記載の入居しようとする者全員が同時に入居できないとき。(ただし、申込みの後、出産、死亡があったときに、募集住宅ごとに定められた申込要件を引き続き満たす場合を除く。)
- ⑨ 指定期日までに入居資格審査の必要書類が提出されないとき。
- ⑩ 婚姻予定者については、募集月の翌月から3か月以内に入籍が確認できないとき。

(2) 入居者の選考

①入居予定者の選考方法

住戸ごとに抽選を行い、当選者1名と補欠者3名を選考します。

なお、補欠者の有効期限は、各募集月の結果確定までに限ります。

②抽選方法

抽選は、申込みの受付の返信でお知らせした抽選番号で行います。

抽選機に申込者の数だけ抽選玉を入れ、抽選機から最初に出てきた玉の番号が当選となり、次の番号が補欠の第1位、以下第2位、第3位になります。

・抽選日時、抽選場所については、別紙募集住宅一覧表をご覧ください。

※抽選の結果、当選されても、入居が決定するものではありません。

(3) 入居決定について

当選後、指定された期日までに入居資格審査に必要な書類を入居予定者本人が持参し、提出してください。書類による入居資格審査及び実態調査(申込書及び提出書類の記載内容を確認するため、現住所を訪問し、調査します。)を行います。入居資格を満たしていると認められた方について、入居を承認いたします。

期日までに書類の提出がない場合や入居資格審査及び実態調査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になります。また、補欠入居予定者の内、補欠番号の上位から順に入居予定者を繰上げ当選とします。※入居資格審査に必要な書類は当選者に別途お知らせします。

4 入居に際しての注意事項

(1) 入居後の注意事項

- ① インターネット入線工事、ガス・照明器具などは入居者の負担となります。また、一部市営住宅ではアンテナ・プロパンガス・浴槽・給湯器は入居者個人で設置してください。
- ② 駐車場区画に物品等は置かないでください。
- ③ 一部集合住宅では、市（住宅課）が水道料金を徴収する団地があります。
- ④ 市営住宅では、防火・防犯活動、共用部分の清掃活動など、団地全体の良好な環境のため、自治会が重要な役割を果たしており、入居後は、自治会活動に積極的に協力いただきます。
- ⑤ 共用部分の清掃活動への参加についても、入居者として当然の義務であり、積極的に行っていただきます。
- ⑥ 犬又は猫等ペットの飼育は近所迷惑となり、入居者間のトラブルの原因になりますのでお控えください。

(2) 入居後、次に該当する行為をされた方は、退去していただく場合があります。

① 不正の行為によって入居したとき。
② 家賃を3か月以上滞納したとき。
③ 住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
④ 住宅を無断で他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
⑤ 住宅を無断で他の用途に変更したとき。
⑥ 住宅を無断で模様替え又は増改築したとき。
⑦ 承認を受けずに入居者以外の者を同居させたとき。
⑧ 正当な理由によらないで、無断で20日以上住宅を使用しないとき。
⑨ 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑をおよぼす行為をしたとき。

(3) 暴力団員の排除について

市営住宅等の入居者等の生活の安全と平穏を確保するため、暴力団員は市営住宅等に入居できません。

1. 入居申込み・入居承認・同居承認・入居承継承認について

入居申込者本人や同居しようとする者が暴力団員である場合は、市営住宅等への入居資格がありません。同居や入居承継についても同様です。

2. 住宅の明渡し請求について

市営住宅等の入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合は、ただちに住宅を明渡ししてもらいます。

※入居前に、申込者および同居しようとする者が暴力団員でないことの確約書を提出していただきます。また、所管する警察署長に対し、意見聴取を行います。

5 基準収入月額の計算方法

<入居収入基準表（上限額早見表）>

入居収入基準表は、収入のある方が1人だけの世帯を対象とし、同居（扶養）親族控除のみを考慮して上限額を計算したものです。特に、所得の種類が2つ以上ある方、2人以上の方に収入がある場合には、8～10ページを参考に計算してください。（特別控除は含んでいません。）

年間総収入金額<上限額>

給与所得のみ の場合	単身者		2人世帯	3人世帯	4人世帯		5人世帯	6人世帯
	2,967,999 円 (3,887,999 円)		3,511,999 円 (4,363,999 円)	3,995,999 円 (4,835,999 円)	4,471,999 円 (5,311,999 円)		4,947,999 円 (5,787,999 円)	5,423,999 円 (6,263,999 円)
	以下		以下	以下	以下		以下	以下
年金所得のみ の場合	65歳未満	単身者	2人世帯	3人世帯	65歳以上	単身者	2人世帯	3人世帯
		3,028,015 円 (3,924,015 円)	3,534,682 円 (4,391,778 円)	4,041,349 円 (4,838,837 円)		3,096,011 円 (3,924,015 円)	3,534,682 円 (4,391,778 円)	4,041,349 円 (4,838,837 円)
		以下	以下	以下		以下	以下	以下

年間所得金額<上限額>

その他の 所得のみ の場合	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
	1,896,011 円 (2,568,011 円)	2,276,011 円 (2,948,011 円)	2,656,011 円 (3,328,011 円)	3,036,011 円 (3,708,011 円)	3,416,011 円 (4,088,011 円)	3,796,011 円 (4,468,011 円)
	以下	以下	以下	以下	以下	以下

※（ ）は裁量世帯の金額です。

※コミュニティ住宅には裁量世帯の規定は適用されません。

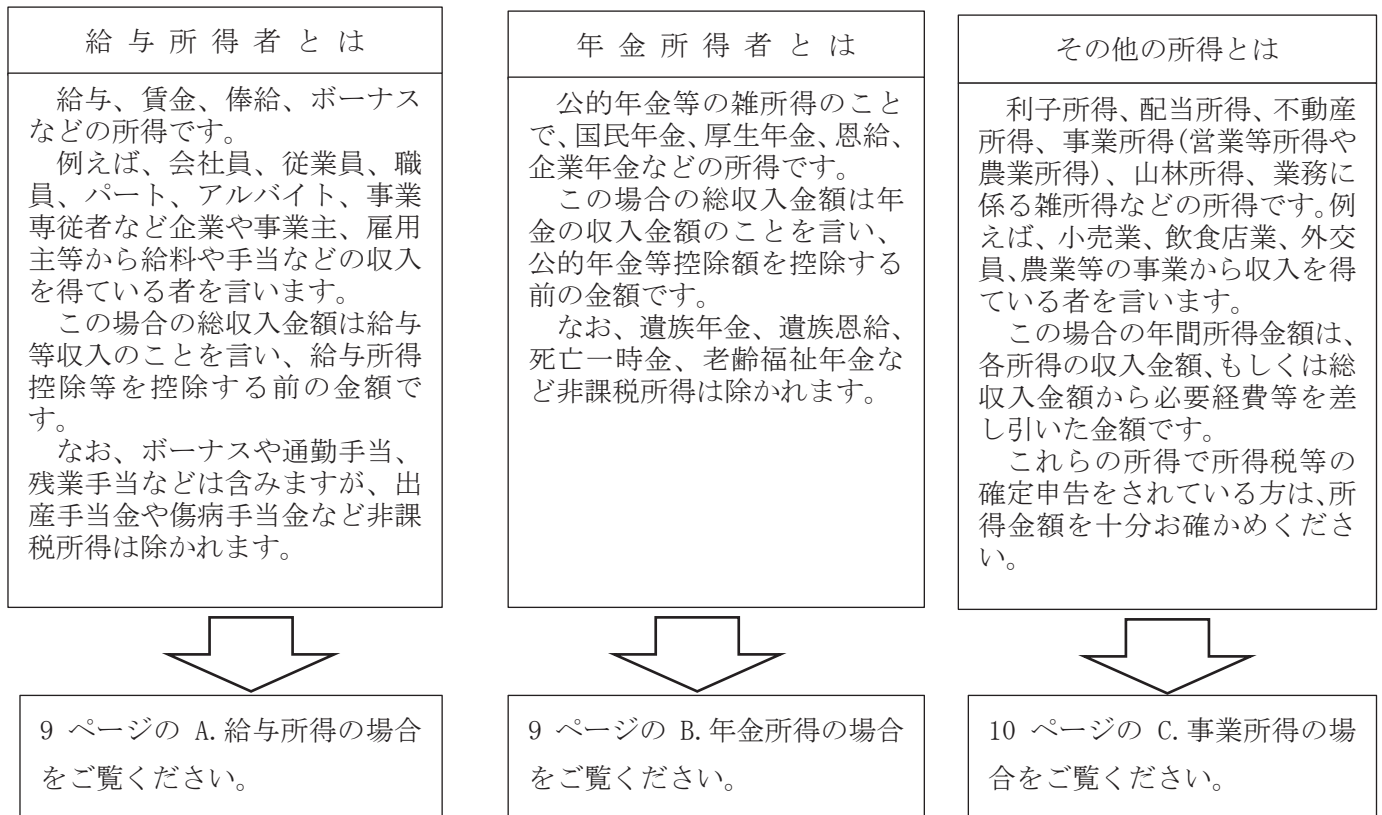
※裁量階層の世帯とは

次の①～④のいずれかに該当する世帯です。

- ① 申込者又は同居予定者に、次のア～ウに該当する方が1人以上いる場合
 - ア. 身体障害のある方（障害の程度が「身体障害者福祉法施行規則」別表第5号の1級～4級まで）
 - イ. 精神障害のある方（障害の程度が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」の第6条第3項に規定する1級～2級まで）
 - ウ. 知的障害のある方（障害の程度がイの精神障害と同程度）
- ② 申込者が65歳以上の方で、かつ、同居予定者のいずれもが65歳以上、又は18歳未満の方である場合
- ③ 申込者又は同居予定者に2ページ（3）の⑤、⑥、⑧又は⑨に該当する方がいる場合
- ④ 同居予定者に小学校就学前の方がいる場合

- (1) あなたの世帯の総収入額や総所得額を求めてください。(所得の種類が2つ以上ある方、2人以上に収入がある場合は、それぞれ個別に計算し、合算してください。)

給与所得者ですか？年金所得者ですか？その他の所得者（事業所得者等）ですか？



注意事項

- ① 収入に含めないもの 生活保護の各扶助費、法律により非課税とされている各種年金（遺族年金等）など、非課税所得については0円で計算してください。
 - (1) 次の、政令などにより非課税とされているものについては、収入に含みません。
 - ・ 遺族恩給、遺族年金、増加恩給、傷病者恩給、障害者年金
 - ・ 雇用保険、労働災害保険金、労働基準法に基づく休業補償費
 - ・ 生活保護の扶助費、公害認定患者の障害補償費、児童扶養手当等
 - (2) 次の、過去1年間にあった一時的な収入については収入から除きます。
 - ・ 退職所得、譲渡所得、一時所得、その他の雑所得
- ② 退職する場合 申込み時には働いているが、審査のときまでに退職される場合、以後無職、無収入となる場合は、収入を0円として計算してください。
- ③ 申込期間中に勤務を開始される方の場合 給与所得の場合（9ページ）を参考に計算してください。
- ④ 妊娠中で申込む場合 申込み時に、出生していなければ入居しようとする者の人数には含みません。

A. 給与所得の場合

計算の 順 序	就職(勤労)の時期	計 算 方 法	算 出 し た 金 額	
年間 総収入 の計算	①現在の勤務先に1年以上勤務し引き続き勤務している人	過去の1年間の総収入-通勤手当(※) ＝年間総収入金額 (※)通勤手当については、月額15万円を超えた場合は、その超えた部分についてのみ収入となります。(交通機関又は有料道路利用者の場合)	④ 給与所得者が2人以上いる場合はそれぞれ個別に計算してください。 年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額欄) 円	
	②現在の勤務先に勤務して1年に満たないが引き続き勤務している人 (年の途中で就職した場合)	就職後の総収入の合計(※通勤手当、賞与を除く)×12 就職後の月数 (※) 給与が1か月分に満たない場合は翌月から計算してください。		
	③現在の勤務先に勤務してまだ1か月分の給料を受けていない人	雇用条件に基づき支給予定されている1か月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額 (賞与の予定を含む)		
年間 給与 所得			年間給与所得金額 (源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄)	
	年間総収入金額の区分	年間所得金額及び計算方法		
	190万円以下	年間所得金額＝(※)-65万円	⑤ 円	
	190万1円以上～360万円以下	年間所得金額＝(※)×0.7-8万円		
	360万1円以上～660万円以下	年間所得金額＝(※)×0.8-44万円		
(※)＝収入金額÷4,000円(小数点第1位以下切り捨て)×4,000円		④ 給与所得者が2人以上いる場合は合算してください。		

※令和8年7月入居までは改正前の所得税法での計算となります。

B. 年金所得の場合(公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合)

受給者の 年齢	年 間 総 収 入 額 (A)	年 間 年 金 所 得 金 額	算 出 し た 金 額	
65 歳 未満の人	60万円以下	年間所得金額＝0	④ 年金所得者が2人以上いる場合はそれぞれ個別に計算して合算ください。 年間所得額 ⑤ 円	
	60万1円以上～130万円未満	年間所得金額＝(A)-60万円		
	130万円以上～410万円未満	年間所得金額＝(A)×0.75-27万5千円		
	410万円以上～770万円未満	年間所得金額＝(A)×0.85-68万5千円		
	770万円以上	年間所得金額＝(A)×0.95-145万5千円		
65 歳 以上の人	110万円以下	年間所得金額＝0		
	110万1円以上～330万円未満	年間所得金額＝(A)-110万円		
	330万円以上～410万円未満	年間所得金額＝(A)×0.75-27万5千円		
	410万円以上～770万円未満	年間所得金額＝(A)×0.85-68万5千円		
	770万円以上	年間所得金額＝(A)×0.95-145万5千円		

C. 事業所得の場合

	事業開始の時期	年間事業所得金額	算出した金額
年間所得金額の計算	①現在の事業を前年以前から営み、引き続き同じ事業をしている人	前年1年間の総収入-必要経費 =年間所得額	年間事業所得金額 ① 円
	②現在の事業を営んでから1年に満たないが、引き続き同じ事業をしている人	事業を開始した翌月からの所得金額から計算する。	

(2) 同居しようとする親族や扶養親族の人数や実情から控除金額を求めてください。

	控除種別	控除の金額	算出した金額
控除金額 年間所得額から差し引く金額です。家族の実情によりあてはまるところを計算してください。	①給与所得等除	10万円 × 人 = 万円	控除合計 ② 円 ※11ページの各種控除の内容及び控除額をご確認ください。
	②親族控除	38万円 × 人 = 万円	
	③老人扶養控除	10万円 × 人 = 万円	
	④特定扶養控除	25万円 × 人 = 万円	
	⑤障害者控除	27万円 × 人 = 万円	
	⑥特別障害者控除	40万円 × 人 = 万円	
	⑦寡婦控除	27万円 × 人 = 万円	
	⑧ひとり親控除	35万円 × 人 = 万円	

(3) 基準収入月額を求めて、どの収入分位に当てはまるか、確かめてみましょう。

基準収入月額の計算	算出した金額
年間の所得金額 控除金額 (①の合計 - ②) ÷ 12 = 基準収入月額	基準収入月額 円

(4) 計算した基準収入月額から、あなたの収入区分がわかります。

収入区分	基準収入月額	
①	0円～104,000円	①～④は一般世帯及び裁量世帯の申込み可能な収入区分
②	104,001円～123,000円	
③	123,001円～139,000円	
④	139,001円～158,000円	
⑤	158,001円～186,000円	⑤⑥は裁量世帯のみ申込み可能な収入区分 ※コミュニティ住宅は除く。
⑥	186,001円～214,000円	

各種控除の内容及び控除額

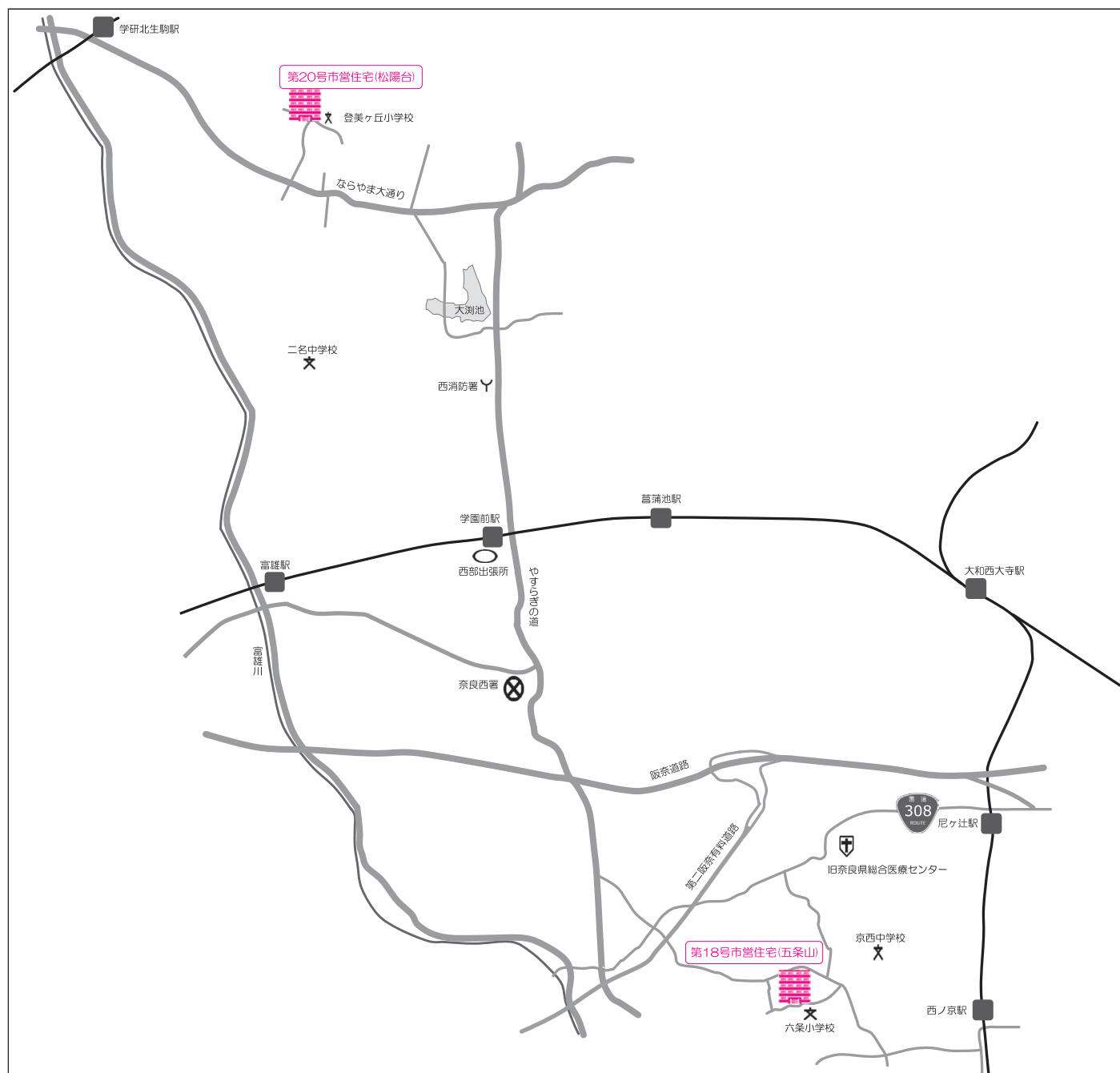
	控除種類	控除対象者	控除額
一般控除	給与所得等控除	給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある人	1人につき 100,000円 合計所得が100,000円未満の場合はその額
	親族控除	申込者本人を除く、同居(又は同居しようとする)親族及び同居していない扶養親族(※)	1人につき 380,000円
特別控除	老人扶養控除	同一生計配偶者を除く扶養親族のうち年齢70歳以上の人	親族控除のほか 1人につき 100,000円
	老人控除対象配偶者控除	同一生計配偶者のうち年齢70歳以上の人	
	特定扶養控除	同一生計配偶者を除く扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	親族控除のほか 1人につき 250,000円
	障害者控除	申込本人、同居親族及び同居していない扶養親族(※)のうち ⑦ 常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある人 → 特別障害者控除 ⑧ 療育手帳の交付を受けている人 ・療育手帳A1、A2 → 特別障害者控除 ・療育手帳B1、B2 → 障害者控除 ⑨ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ・精神障害者保健福祉手帳1級 → 特別障害者控除 ・精神障害者保健福祉手帳2、3級 → 障害者控除 ⑩ 身体障害者手帳の交付を受けている人 ・身体障害者手帳1、2級 → 特別障害者控除 ・身体障害者手帳3～6級 → 障害者控除	親族控除のほか 1人につき 270,000円
	特別障害者控除	⑪ 精神又は身体に障害のある年齢が65歳以上の人で、その障害の程度が⑦⑧⑩に掲げる人に準ずるものとして福祉事務所の認定書を交付されている人 ・特別障害者に準ずる場合 → 特別障害者控除 ・障害者に準ずる場合 → 障害者控除 ⑫ 戦傷病者手帳の交付を受けている人 ・特別項症～第三項症 → 特別障害者控除 ・第四項症、第五項症 → 障害者控除 ⑬ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方 → 特別障害者控除 ⑭ 6ヶ月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする人 → 特別障害者控除	親族控除のほか 1人につき 400,000円
	寡婦控除	申込本人及び同居親族のうち、いわゆる「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人 ・夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ・夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人	寡婦の方で所得がある場合 270,000円 合計所得が270,000円未満の場合はその額
	ひとり親控除	申込本人及び同居親族のうち、婚姻していないこと又は配偶者の生死が明らかでない一定の人で、次の三つの要件の全てに当てはまる人 ・その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと ・生計を一にする子がいること(子の総所得金額等が48万円以下で他の人の同一生計配偶者や扶養親族でない場合に限る) ・合計所得金額が500万円以下であること	ひとり親の方で所得がある場合 350,000円 合計所得が350,000円未満の場合はその額
	(※)		

(※)所得税法により認定された人であることが必要です。

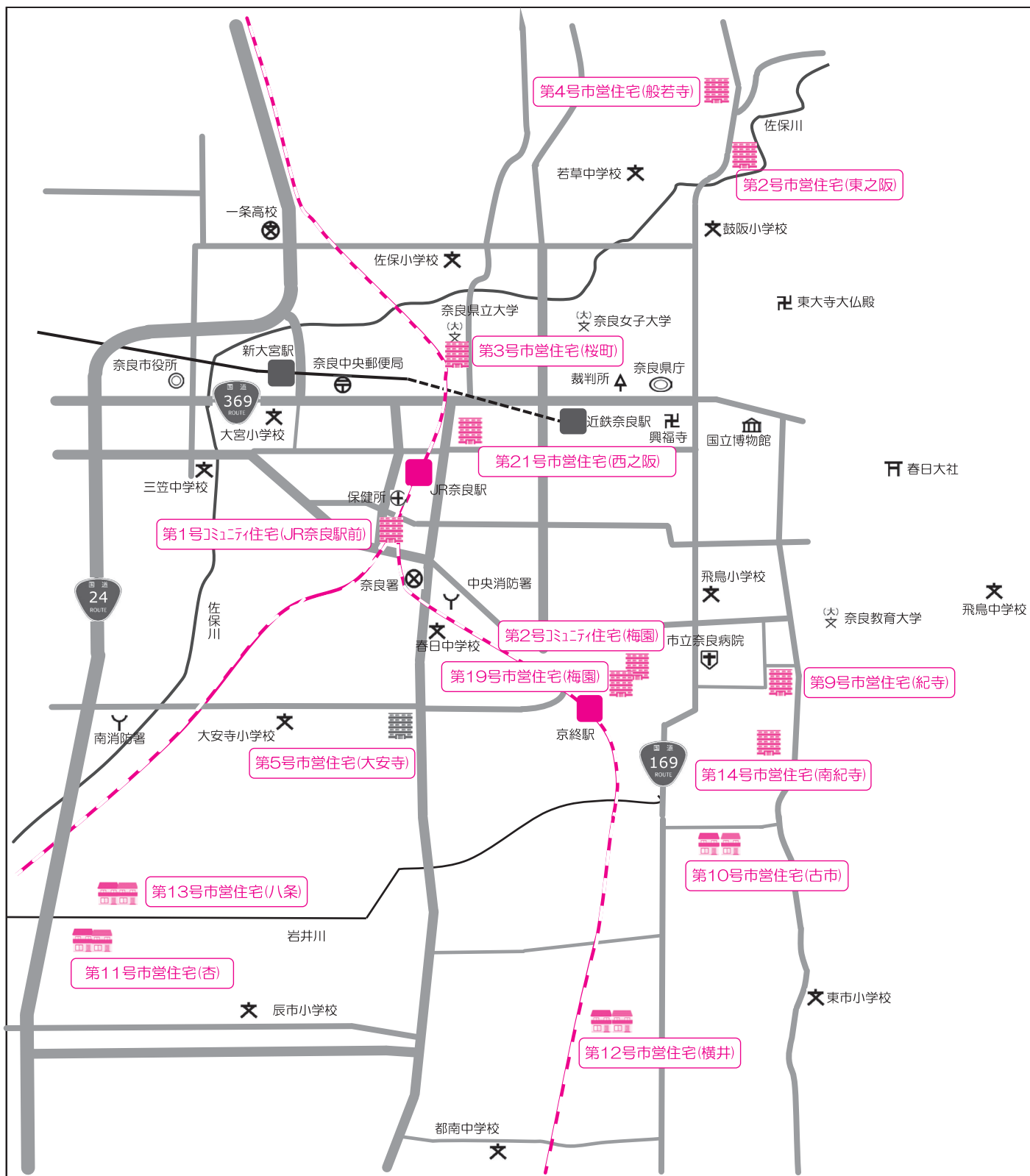
市営住宅等（所在・郵便番号・小中学校区）一覧

団地名	名称(地域)	所在地	郵便番号	小学校	中学校	鉄道最寄駅	最寄駅からの交通手段
第2号市営住宅	東之阪	川上町393番地 川上町395番地の1 川上町405番地	630-8202	鼓阪	若草	近鉄奈良駅	(バス)東之阪町下車(徒歩)すぐ
第3号市営住宅	桜町	法蓮町56番地の5	630-8113	佐保	若草	JR奈良駅	(徒歩)10分
第4号市営住宅	般若寺	般若寺町260番地	630-8102	鼓阪	若草	近鉄奈良駅	(バス)般若寺下車(徒歩)すぐ
第5号市営住宅	大安寺	大安寺一丁目1番	630-8133	大安寺	春日	JR奈良駅	(バス)大安寺下車(徒歩)すぐ
第9号市営住宅	紀寺	東紀寺町三丁目2番	630-8305	飛鳥	飛鳥	近鉄奈良駅	(バス)紀寺住宅又は高畑住宅下車(徒歩)5分
第10号市営住宅	古市	古市町	630-8424	東市	都南	近鉄奈良駅	(バス)古市下車
第11号市営住宅	杏	杏町、西九条町	630-8454 630-8453	辰市	都南	JR奈良駅	(バス)杏中町下車
第12号市営住宅	横井	横井一、二、五丁目	630-8422	東市	都南	近鉄奈良駅	(バス)横井又は穴栗神社下車
第13号市営住宅	八条	八条一丁目	630-8145	大安寺	春日	JR奈良駅	(バス)八条一丁目下車
第14号市営住宅	南紀寺	南紀寺町三丁目292番地	630-8303	飛鳥	飛鳥	近鉄奈良駅	(バス)萩ヶ丘町下車(徒歩)すぐ
第18号市営住宅	五条山	六条西一丁目2番	630-8044	六条	京西	近鉄西の京駅	(バス)五条山団地下車(徒歩)すぐ
第19号市営住宅	梅園	紀寺町581番地の5	630-8306	飛鳥	飛鳥	近鉄奈良駅	(バス)紀寺住宅下車(徒歩)すぐ
第20号市営住宅	松陽台	松陽台一丁目	631-0007	登美ヶ丘	二名	学研北生駒駅	(バス)松陽台二丁目下車(徒歩)10分
第21号市営住宅	西之阪	油阪町1番地の98	630-8247	大宮	三笠	JR奈良駅	(徒歩)5分
第1号コミュニティ住宅	JR奈良駅前	三条本町1番93	630-8122	大宮	三笠	JR奈良駅	(徒歩)5分
第2号コミュニティ住宅	梅園	紀寺町685番地の3 紀寺町561番地の5 紀寺町559番地の2	630-8306	飛鳥	飛鳥	近鉄奈良駅	(バス)紀寺住宅下車(徒歩)すぐ

市営住宅等位置図（国道24号以西）



市営住宅等位置図（国道24号以東）



6 奈良市営住宅等入居申込書

注意事項

- ・入居申込書は、往復はがき（右ページ）になっています。はがきの**太線内**に必要事項を記入してください。**記入もれがあると受付できません**ので、ご注意ください。
- ・郵便番号も必ず記入してください。
- ・往復はがきに**85円切手を2枚貼ってください。持参の場合は85円切手1枚だけ貼ってください。**
- ・申込みは、1世帯につき1通に限ります。2通以上の申込みをされるとすべての申込みが無効となり、当選されても失格となります。
- ・申込資格がない場合、当選されても失格となります。（2～5ページ参照）
- ・申込資格の基準収入月額を超えていないか7～11ページで詳しく解説していますので再度確認してください。

個人情報の保護について

奈良市では、個人情報を適正、かつ安全に取り扱うため、次のような措置を講じるとともに、漏えいや滅失に対する防止について細心の注意を払います。

1. 収集の制限

あらかじめ取り扱う目的を明らかにしたうえで、原則として本人から徴収します。

2. 利用及び提供の制限

事務の必要性から収集した個人情報は、目的以外には利用、提供しません。

ただし、自治会等の円滑な運営のため、入居者情報（入退去年月日、氏名等）を提供することがあります。

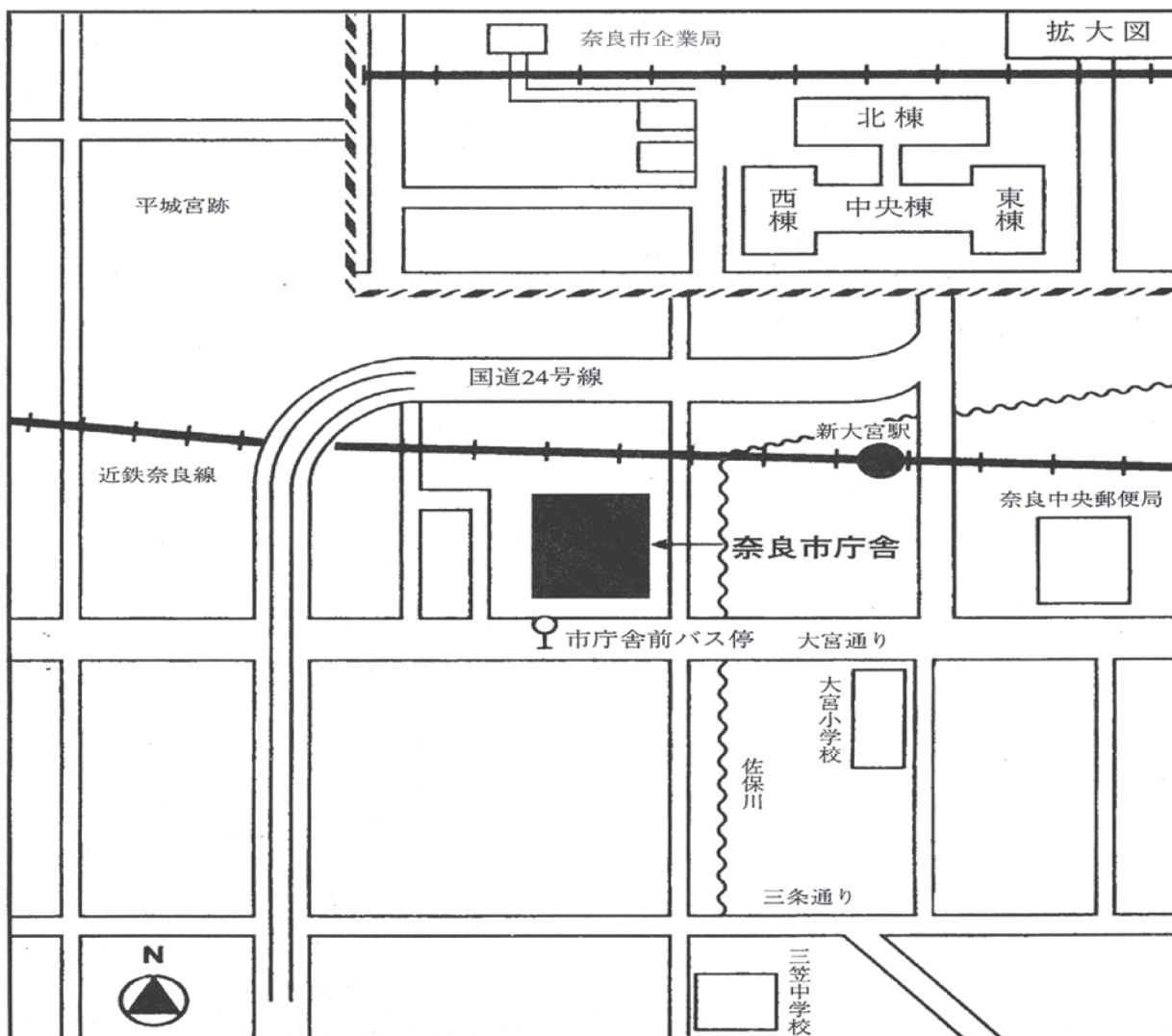
また、暴力団員の該当の有無を確認するために、警察へ照会することがあります。

3. 適正な管理

保有する個人情報は、正確かつ最新の状態に保つよう努め、漏えいや滅失に対する防止について細心の注意を払います。

入居申込み問い合わせ先

「入居申込はがき」は、入居手続で必要となりますので**大切に保管**してください。



〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟 6階

奈良市営住宅指定管理者 株式会社穴吹ハウジングサービス

奈良市営住宅管理センター

<https://nara-shijyu.com>

電話 0742-34-5174 (代表電話)

(平日：午前9時00分～午後5時00分)